

「(仮称)中野区手話言語条例」及び「(仮称)中野区障害者の
多様な意思疎通の促進に関する条例」の検討について

手話は、ろう者が、日常生活及び社会生活を営むうえで使用している言語であり、独自の文法体系を有するものである。障害者の権利に関する条約や障害者基本法においても、手話は言語として位置づけられている。しかし、手話が言語であることの理解が十分ではないことから、区は、手話が言語であるとの理解を促進するため(仮称)中野区手話言語条例について検討を進める。

また、中野区では平成30年4月に中野区ユニバーサルデザイン推進条例を施行し、全ての人々が、自らの意思により自立して活動し、自己実現できる環境を段階的かつ継続的に整備することとしている。このことから、すべての区民が、障害の有無にかかわらず、等しく情報を取得し、意思疎通を行うことのできる環境を整備しなければならない。これらを踏まえたうえで、障害者の多様な意思疎通手段の普及などを推進するため(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例について検討を進める。

1 条例の目的及び検討する主な内容（案）

	(仮称)中野区手話言語条例	(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例
条例の目的	手話は言語であるとの認識のもと、手話への理解の促進に関する区の責務を明らかにするとともに、区民・事業者の理解の促進を図る。	障害者の多様な意思疎通の促進に関する区の責務、区民・事業者の役割を明らかにするとともに、施策推進の基本方針を定める。
検討する主な内容	<ul style="list-style-type: none">① 言語としての手話への理解促進に関する基本理念② 区の責務、区民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">① 障害者の多様な意思疎通の促進に関する基本理念② 区の責務、区民・事業者の役割③ 障害者の多様な意思疎通の促進に関する、区の施策推進の基本方針

2 今後のスケジュール(予定)

令和元年	10月上旬	「条例の考え方について」の議会報告
	11月上旬	区民意見交換会の実施
	12月上旬	区民意見交換会の結果及び「条例に盛り込むべき主な内容(案)」の議会報告
	12月下旬～令和2年1月中旬	パブリック・コメント手続の実施
令和2年		第1回定例会に条例案を提出